労働契約書

　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　（以下「乙」という）は、次の通り労働契約を締結する。

第１条　　甲は、次の労働条件により乙を短時間労働者（パートタイマー）として雇用する一方、乙は、甲のパートタイマー就業規則その他の諸規則を遵守し、誠実に勤務することを約する。

1. 雇用期間　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
2. 就業場所
3. 業務内容

第２条　　乙の就業時間は、次の通りとする。

①　始業時刻　午前　　時

②　終業時刻　午後　　時

③　休　　憩　午後　　時から午後　　時まで

第３条　　乙の休日は毎週　　曜日とし、甲の業務上必要があれば休日の振替えができるものとする。

第４条　　乙の賃金は、実働１時間につき金　　　　　円とする。

　　２　　前項の賃金は、前月　　日より当月　　日までを１ヶ月分として計算し、毎月

　　　　　　　日に通貨払する。

第５条　　将来乙が甲の正規従業員として採用された場合でも、本契約に基づく雇用期間は、勤続年数に通算されない。

第６条　　甲乙のいずれか一方が本契約に違反したときは、相手方は、直ちに本契約を解約することができる。

第７条　　乙の就業に関しては、本契約に定めるもののほか、甲のパートタイマー就業規則の定めるところによる。

　上記のとおり契約する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印